

栃木市産前産後ヘルパー派遣事業について

1 目的

核家族化の進行等により、家庭及び地域での子育て機能は低下し、産前産後の家事及び育児の負担は増大している。本市では、令和元年度と2年度に乳幼児やふたご家庭に実施した調査において、産後の買い物やふたご連れでの外出に負担があることを把握している。

そのため、日中、支援する者がいない妊産婦及び育児の負担が大きい多胎妊産婦等に対し、ヘルパーを派遣し家事の代行や育児の補助を行い、負担を軽減することとで、安心して子育てができる環境を整備する。

2 対象者

栃木市に住所を有し次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日中、家事及び育児を行う者が他にいない妊婦又は日中、家事及び育児を行う者が他にいない出産後6月未満の母親若しくはその配偶者
- (2) 多胎妊婦又は多胎児出産後2年未満の母親若しくはその配偶者
- (3) その他市長が支援を必要と認めた者

3 支援内容

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 家事に関すること | (2) 育児に関すること |
| ア 食事の準備及び後片付け | ア 授乳の介助 |
| イ 衣類の洗濯 | イ オムツ交換の介助 |
| ウ 住居の清掃及び整理整頓 | ウ 沐浴の介助 |
| エ 生活必需品の買い物 | エ 寝具の交換 |
| オ その他必要と認められる家事 | オ その他必要と認められる育児
(病院受診などの同行、きょうだいの遊び相手など) |

4 利用日等

原則として平日の午前9時から午後5時までとする。

5 利用時間及び回数

- (1) 1回の利用時間は1時間単位2時間以内とし、1日2回を限度とする。
- (2) 利用回数は、上記2の対象者(1)(3)については40回以内、(2)については60回以内とする。

6 利用者負担金

利用時間1時間当たり、市民税課税世帯300円、市民税非課税及び生活保護世帯0円

7 実施方法

事業を適切に実施することができるかと認められる事業者に委託して実施する。

調整している事業者：障がいや介護の指定訪問介護事業所、産後ドゥーラ

※産後ドゥーラとは、一般社団法人産後ドゥーラ協会により認定され、産前産後の家事や育児をサポートする知識や技術を有する支援者であり、個人事業主として活動する。

8 事業費

産前産後ヘルパー派遣事業委託料 2,736,000円

※「企業版ふるさと納税」制度の寄付金を活用する。

【問合せ先】

健康増進課 母子保健係 担当 橋本
電話：0282-25-3512